

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年4月まで
申立期間当時、私が夫婦の国民年金の手続や保険料の納付を行っていた。申立期間について、当時の夫の国民年金保険料は納付されているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が保険料を納付したとしている元夫の申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 14 年 8 月 1 日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 12 年 8 月 1 日から 13 年 4 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 14 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 12 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、13 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 14 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書は提出されていないものの、i) 申立人から提出された預金通帳の給与振込額が申立期間の全てにわたりほぼ同額で推移していること、ii) 前述の給与明細書に記載されている総支給額及び控除されている厚生年金保険料額が全

て同一額になっており、当該期間についても同額の保険料が控除されていたことが推認できることから、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日及び同年12月12日は30万7,000円、16年6月11日は29万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日

申立期間①から③までにおいて、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る預金取引履歴明細表により、申立人は、申立期間①から③までにおいて、A社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、A社のオンライン記録によると、i) 同社の従業員で、当初、申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録が無かった者が、年金記録確認C地方第三者委員会に申し立て、当該期間に係る標準賞与額の記録が訂正されていること、ii) 多数の従業員が、保有している賞与明細書により厚生年金保険料控除の事実が確認できたことから、当該期間に係る標準賞与額の記録が年金事務所の職権により、既に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人と同勤務地で同業務に従事していた複数の従業員から提出された申立期間①から③までに係る賞与明細書によると、いずれの従業

員についても賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までについて、A社から賞与の支給を受け、賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間①から③までの標準賞与額については、複数の従業員の賞与明細書及び申立人の預金取引履歴明細表の振込額から判断すると、申立期間①及び②は、30万7,000円、申立期間③は、29万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までにおける申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社からの回答は無いものの、当該期間に同社はD健康保険組合に加入しているところ、同健康保険組合においても申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことが確認できることから、事業主が当該期間に係る賞与の届出を行ったにもかかわらず、同健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、29万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日

申立期間①及び②において、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行預金通帳により、申立人は、申立期間①及び②において、A社から賞与が支給されていたことが確認できる。

また、A社のオンライン記録によると、i) 同社の従業員で、当初、申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無かった者が、年金記録確認B地方第三者委員会に申し立て、当該期間に係る標準賞与額の記録が訂正されていること、ii) 多数の従業員が、保有している賞与明細書により厚生年金保険料控除の事実が確認できたことから、当該期間に係る標準賞与額の記録が年金事務所の職権により、既に訂正されていることが確認できる。

さらに、平成15年の個人市県民税課税台帳から、申立人は、同年においてオンライン記録における年間の厚生年金保険料を超える厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが確認できる。

加えて、申立人と同様に標準賞与額の記録が無かった複数の従業員から提出された申立期間①及び②に係る賞与明細書によると、いずれの従業員についても賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確

認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、A社から賞与の支給を受け、賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額については、個人市県民税課税台帳及び申立人の銀行預金通帳の振込額から判断すると、29万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社からの回答は無いものの、当該期間に同社はC健康保険組合に加入しているところ、同健康保険組合においても申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことが確認できることから、事業主が当該期間に係る賞与の届出を行ったにもかかわらず、同健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 55 年 2 月まで
申立期間において、A区にあったB社（飲食店）に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A区のB社において、申立人の雇用保険の加入記録（昭和 52 年 1 月 20 日から 54 年 2 月 20 日まで）が確認できることから、申立人は、申立期間の一部を含む当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の現在の事業主は、「申立期間当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。確認できる資料は無いが、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

また、申立期間当時の厚生年金保険法によると、飲食店等のサービス業は厚生年金保険の非適用業種であり、法人事業所、個人事業所、従業員の人数にかかわらず、厚生年金保険への加入は任意であったところ、B社は、厚生年金保険適用事業所台帳において、記録は確認できないことから、厚生年金保険の適用事業所でなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 6 月 30 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に受けていた報酬月額は41万円であったが、年金事務所の記録によると9万8,000円の標準報酬月額となっている。申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、同社は既に解散している上、事業主の証言も得られず、当時の資料も無いことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当時、A社の社会保険事務を受託していた労務管理事務所は、「昭和57年の終わり頃まで、同社の社会保険の手続代行業務を行っていた。同社の事務担当者は申立人であった。当時の資料は既に廃棄しており、申立てに係る事実関係については確認できない。」旨回答している。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、その記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡って訂正等が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月28日から19年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和18年4月から19年3月31日まで勤務しており、申立期間においても厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、B社に対し賃金台帳など申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料の提出を依頼したところ、同社は当時の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険に関する届出及び保険料控除について不明であると回答している。

また、B社の厚生年金保険関係記録を管理しているC企業年金基金から提出された「年金保険台帳」によると、申立人は、A社において昭和18年5月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている資格喪失日と一致している。

さらに、申立期間当時の同僚は亡くなっている者も多く、申立人が記憶していた同僚（5人）についても、連絡先不明又は亡くなっていることから申立人についての証言を得ることができず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。